

県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉政策課） 3
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉政策課） 3
- 民有保安林の指定の予定・3件（森林管理課） 4
- 民有保安林の指定の解除・7件（森林管理課） 5
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 6
- 沖縄県中城湾港新港地区工業用地分譲規程の一部を改正する告示（企業立地推進課） 6
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 7
- 道路の区域の変更・3件（道路管理課） 7
- 県道の供用の開始（道路管理課） 8
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 8
- 都市計画事業の変更の認可・2件（都市計画・モノレール課） 9

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 9
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（国際物流商業課） 10
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 11

訓 令

- 税務事務嘱託員設置規程及び北部職員住宅等管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（税務課） 11
- 所有者不明土地管理嘱託員設置規程及び沖縄県合同庁舎嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（管財課） 12
- 沖縄県本庁舎管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（管財課） 12
- 公有財産管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（管財課） 12

公安委員会事項

- 高齢者講習の実施等に関する規則 13
- 認知機能検査の実施に関する規則 35

告 示

沖縄県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスセンター にいふあいゆう	石垣市字登野城676番地 2	石垣市字登野城 692番地	石垣市字登野城 676番地2	平成26年4月1日

2 短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
介護老人福祉施設でい ご園	宜野座村字惣慶1295番地	宜野座村字惣慶 1316番地	宜野座村字惣慶 1295番地	平成26年11月1日

3 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援事業所か ふー美原	読谷村字長浜1818番地4	読谷村字大湾54 9番地4コーポ ラスOKUMA 101	読谷村字長浜18 18番地4	平成27年1月1日
居宅介護支援センター ていんがーら	糸満市字照屋807番地 コーポカトレア1階	糸満市字新垣20 番地	糸満市字照屋80 7番地コーポカ トレア1階	平成27年1月19日

4 介護老人福祉施設

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
介護老人福祉施設でい ご園	宜野座村字惣慶1295番地	宜野座村字惣慶 1316番地	宜野座村字惣慶 1295番地	平成26年11月1日

5 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスセンター にいふあいゆう	石垣市字登野城676番地 2	石垣市字登野城 692番地	石垣市字登野城 676番地2	平成26年4月1日

6 介護予防短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
介護老人福祉施設でい ご園	宜野座村字惣慶1295番地	宜野座村字惣慶 1316番地	宜野座村字惣慶 1295番地	平成26年11月1日

沖縄県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
桜山荘訪問看護ステーション	豊見城市字高嶺111番地	平成27年2月28日

2 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日

ライム薬局宜野湾店	宜野湾市野嵩二丁目2番6号	平成26年12月31日
-----------	---------------	-------------

3 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
桜山荘訪問看護ステーション	豊見城市字高嶺111番地	平成27年2月28日

4 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ライム薬局宜野湾店	宜野湾市野嵩二丁目2番6号	平成26年12月31日

沖縄県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
南城つはこクリニック	南城市佐敷津波古433番地	平成24年11月1日

2 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
南城つはこクリニック	南城市佐敷津波古433番地	平成24年11月1日
上よなばるクリニック	与那原町字上与那原464番地	平成27年2月10日

沖縄県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
南城つはこクリニック	南城市佐敷津波古433番地	平成24年11月1日

2 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
南城つはこクリニック	南城市佐敷津波古433番地	平成24年11月1日
上よなばるクリニック	与那原町字上与那原464番地	平成27年2月10日

3 介護予防短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人祐真会ショートステイ更竹	宮古島市平良字東仲宗根添1898番地7	平成26年11月1日

沖縄県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 南城市知念字志喜屋上与那榊原470番2、471番2、471番4、471番15（次の図に示す部分に限る。）、471番17、知念字志喜屋熱田原752番、752番2、753番、754番、755番、玉城字垣花川原889番2、890番2、玉城字垣花久保原191番2、玉城字垣花和名盤原190番先・玉城字垣花川原864番先・874番先・875番先・878番先・880番先・889番2先・知念字志喜屋上与那榊原470番2先・471番2先・471番3先・471番4先・471番17先（以上12筆先について次の図に示す部分に限る。）、知念字志喜屋上与那榊原471番15先・知念字志喜屋熱田原752番2先（以上2筆先について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第152号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿真浜脇527番1、530番・534番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿真浜脇527番1、530番・531番・534番（以上3筆につ

いて次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 うるま市勝連平敷屋名護4215番2、4216番2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡宜野座村字松田志利川原815番4、815番5、815番6、815番7、815番8、815番9
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第156号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 うるま市勝連平敷屋名護4215番8、4216番3、4216番4
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字南19番1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡南大東村字北1番1（次の図に示す部分に限る。）、223番4、223番5、223番6、223番7、223番8、223番9
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農業用道路とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字仲田南風原1900番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第160号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡今帰仁村字今泊下皆久原597番1
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地及び公共施設用地とするため

沖縄県告示第161号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、座間味加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第162号

沖縄県中城湾港新港地区工業用地分譲規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県中城湾港新港地区工業用地分譲規程の一部を改正する告示

沖縄県中城湾港新港地区工業用地分譲規程（平成元年沖縄県告示第343号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第42条第1項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域」を「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第42条第1項の規定により指定されていた特別自由貿易地域」に改める。

附 則

この告示は、平成27年 3月13日から施行する。

沖縄県告示第163号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成27年3月13日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成27年4月28日から同年6月21日まで

4 観覧料の額

企画展「うちくい 沖縄のふろしき Uchikui—Wrapper or cover of Okinawa」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	600円	480円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	400円	320円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体に観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成27年3月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宇根仲泊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	久米島町字宇根57番1から 久米島町字真謝2162番1まで	7.8m ~ 14.0m	1,099.6m
新	久米島町字宇根57番1から 久米島町字真謝2162番1まで	10.3m ~ 18.4m	1,099.6m

沖縄県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成27年3月13

日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石垣空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字白保1273番2から 石垣市字大浜1143番2まで	8.0m ～ 85.8m	3,924.8m
新	石垣市字白保1273番2から 石垣市字大浜1143番2まで	13.0m ～ 135.6m	4,000.0m

沖縄県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成27年 3月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石垣港伊原間線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字新川2086番から 石垣市字新川1134番6まで	7.1m ～ 41.8m	1,882.0m
	石垣市字新川1145番124から 石垣市字新川1145番96まで	12.7m ～ 72.2m	1,339.1m
新	石垣市字新川2086番から 石垣市字新川1134番6まで	7.1m ～ 41.8m	1,882.0m
	石垣市字新川1145番124から 石垣市字新川1145番96まで	12.7m ～ 42.2m	1,339.1m

沖縄県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成27年 3月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 石垣港伊原間線
- 2 供用開始の区間 石垣市字新川2086番から石垣市字新川1134番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3月30日

沖縄県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
幸地(2)	西原町字幸地及び那覇市首里石嶺町4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び南部土木事務所並びに西原町役場及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
幸地	西原町字幸地及び那覇市首里石嶺町4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び南部土木事務所並びに西原町役場及び那覇市役所において縦覧に供する。）	地滑り

沖縄県告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成16年沖縄県告示第633号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・豊2号豊崎総合公園
- 3 事業施行期間 平成16年8月27日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第346号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・南4号津嘉山公園
- 3 事業施行期間 平成20年5月30日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年5月1日まで縦覧に供する。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 3月 2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際日臺交流会
- 3 代表者の氏名 山口國三
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市辻2丁目9番19号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、日本と台湾の人々のために台湾出身戦没者慰霊堂建立と日本と台湾の経済・観光・人材交流に関する事業を行い、平和友好の橋渡しに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成27年 3月13日から同年 7月13日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス安慶名店 うるま市字赤野赤野原1393番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 合資会社イストアジアサービスカンパニー 那覇市泊1丁目9番地の4ベルシェ泊101号 代表社員 上地昇
- 3 届出年月日 平成27年 1月21日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) ダイレックス安慶名店
変更後 ダイレックス安慶名店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 大島秀昭
変更後 合資会社イストアジアサービスカンパニー 那覇市泊1丁目9番地の4ベルシェ泊101号
代表社員 上地昇
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成26年12月19日
 - (2) 4(2) 平成26年12月19日
 - (3) 4(3) 平成26年 6月24日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成27年 3月13日から同年 7月13日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス安慶名店 うるま市字赤野赤野原1393番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 合資会社イストアジアサービスカンパニー 那覇市泊1丁目9番地の4ベルシェ泊101号 代表会社員 上地昇

- 3 届出年月日 平成27年1月21日
- 4 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の位置
変更前 出入口の位置 次の図のとおり
変更後 出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- 5 変更する年月日 平成27年1月22日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年7月22日 沖縄県指令土第908号、平成27年1月8日 沖縄県指令土第12号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原80番1ほか2筆（A工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市字真地426番地166 株式会社ホーム21 代表取締役 玉城和広
- 5 検査済証番号 平成27年2月12日 第4180号
- 6 工事完了年月日 平成27年2月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年3月1日 沖縄県指令土第121号、平成21年9月14日 沖縄県指令土第808号（変更）、平成21年12月17日 沖縄県指令土第1002号（変更）、平成22年2月25日 沖縄県指令土第116号（変更）、平成23年9月2日 沖縄県指令土第793号（変更）、平成24年4月26日 沖縄県指令土第644号（変更）、平成26年6月13日 沖縄県指令土第824号（変更）、平成27年1月7日 沖縄県指令土第11号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字谷茶1919番1ほか58筆（3-2工区及び3-3工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 恩納村字谷茶1919番地1 学校法人沖縄科学技術大学院大学 園 理事長 ジョナサン・ドーファン
- 5 検査済証番号 平成27年3月3日 第4185号
- 6 工事完了年月日 平成27年2月13日

訓 令

沖縄県訓令第10号

総 務 部

税務事務嘱託員設置規程及び北部職員住宅等管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定め

る。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

税務事務嘱託員設置規程及び北部職員住宅等管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令
(税務事務嘱託員設置規程の一部改正)

第1条 税務事務嘱託員設置規程(平成9年沖縄県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(北部職員住宅等管理嘱託員設置規程の一部改正)

第2条 北部職員住宅等管理嘱託員設置規程(平成10年沖縄県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 3月13日から施行する。

沖縄県訓令第11号

総 務 部

所有者不明土地管理嘱託員設置規程及び沖縄県合同庁舎嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

所有者不明土地管理嘱託員設置規程及び沖縄県合同庁舎嘱託員設置規程の一部を改正する訓令
(所有者不明土地管理嘱託員設置規程の一部改正)

第1条 所有者不明土地管理嘱託員設置規程(昭和63年沖縄県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県合同庁舎嘱託員設置規程の一部改正)

第2条 沖縄県合同庁舎嘱託員設置規程(平成7年沖縄県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 3月13日から施行する。

沖縄県訓令第12号

総 務 部

沖縄県本庁舎管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県本庁舎管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県本庁舎管理嘱託員設置規程(平成9年沖縄県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(委嘱及び委嘱期間)」に改め、同条第3項中「2回」を「、2回」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 3月13日から施行する。

沖縄県訓令第13号

総 務 部

公有財産管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

公有財産管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

公有財産管理嘱託員設置規程(平成13年沖縄県訓令第69号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(委嘱及び委嘱期間)」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年3月13日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第4号

高齢者講習の実施等に関する規則を次のように定める。

平成27年3月13日

沖縄県公安委員会

高齢者講習の実施等に関する規則

高齢者講習の実施等に関する規則(平成21年沖縄県公安委員会規則第6号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 高齢者講習(第3条—第15条)
- 第3章 チャレンジ講習(第16条—第25条)
- 第4章 簡易講習及びシニア運転者講習(第26条—第35条)
- 第5章 雑則(第36条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)、運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)、及び沖縄県道路交通法施行細則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号。以下次条において「県細則」という。)に基づき、沖縄県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が実施する法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(以下「高齢者講習」という。)、法第108条の2第2項の規定により加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等(自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。)の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて公安委員会が確認を行う講習(以下「チャレンジ講習」という。)、講習規則第2条第1項第1号の表の区分欄の1の項及び同条第1項第2号の表の区分欄の1の項に掲げる講習(以下「簡易講習」という。)並びに同条第1項第1号の表の区分欄の2の項及び同条第1項第2号の表の区分欄の2の項に掲げる講習(以下「シニア運転者講習」という。)(以下これらを総称して「高齢者講習等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講申請)

第2条 高齢者講習等を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習に応じ、それぞれ当該各号に掲げる申請書を公安委員会に提出するものとする。

- (1) 高齢者講習 高齢者講習受講申請書(県細則様式第26号)
- (2) チャレンジ講習 チャレンジ講習受講申請書(様式第1号)
- (3) 簡易講習及びシニア運転者講習 特定任意高齢者講習受講申請書(様式第2号)

第2章 高齢者講習

(講習の実施区分)

第3条 高齢者講習は、府令第38条第12項第2号の表の第一欄の1の項に定める講習(以下「75歳未満講習」という。)と府令第38条第12項第2号の表の第一欄の2の項に定める講習(以下「75歳以上講習」という。)に区分して行うものとする。

(受講者の確認)

第4条 受講に際しては、講習通知書、免許証等により受講者であることを確認するものとし、75歳以上講習の受講者については、認知機能検査(法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。)の結果の通知書により、認知機能検査を受けていることを確認するものとする。

(講習日及び講習時間)

第5条 高齢者講習の講習日の設定に当たっては、高齢者の利便性に配慮するものとする。この場合において、特に、認知機能検査の結果に基づいて行われる75歳以上講習については、認知機能検査と同一日に受講することが可能となるよう配慮するものとする。

2 講習時間は、75歳未満講習にあつては3時間、75歳以上講習にあつては2時間30分とするものとする。ただし、小型特殊免許のみを受けている者（以下「小特のみ保有者」という。）は1時間30分とするものとする。

(学級の編成)

第6条 1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成することとし、自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）については、免許の種類に応じ四輪車又は二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）ごとに1グループ3人以内とするものとする。ただし、75歳以上講習は、認知機能検査の結果に基づいて行われることから、実車による指導については、75歳未満講習と75歳以上講習を分離して行うものとする。

2 1学級につき高齢者講習における指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）1人を配置することとし、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）及び実車による指導については、1グループにつき高齢者講習指導員1人が担当するものとする。

(講習の方法)

第7条 高齢者講習は、高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（75歳未満講習）（別表第1）又は高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（75歳以上講習）（別表第2）に準拠し、県内の実態に即して重点を選定するなど、実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して、次の事項に配慮して実施するものとする。

(1) 講義においては、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行うものとする。

(2) 運転適性検査器材による指導は、次により行うものとする。

ア 検査結果に応じた指導を行うものとし、指導に当たっては、他の受講者が測定を行っている時間についても、これを有効に活用した指導に努めるものとする。この場合において、その他運転適性検査器材による指導については、別に定めるものとする。

イ 検査結果は、受講者に通知するとともに、次回の講習の際の指導にも活用できるよう保存に努めるものとする。

(3) 実車による指導は、次により行うものとする。

ア 実車による指導は、小特のみ保有者以外に対して実施するものとする。

イ 原則としてコースにおいて行うものとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は講習効果が高いと認められる場合には、安全性についての配慮を行った上で、道路又はその他適切な場所において行っても差し支えないものとする。

ウ 受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用するものとする。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を採ることができるものとする。

(7) 大型免許を保有する者は、中型自動車又は普通自動車を使用するものとする。

(4) 中型免許を保有する者は、普通自動車を使用するものとする。

(5) 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用するものとする。

(6) 大型特殊免許を保有する者は、四輪運転シミュレーター又は原動機付自転車で行うものとする。

ただし、やむを得ない場合には、模擬運転装置を使用して対応するものとする。

(8) 小型自動車、自動三輪車等限定付普通免許の保有者は、四輪運転シミュレーターで行うものとする。ただし、やむを得ない場合には、模擬運転装置を使用して対応するものとする。

エ 講習で使用する車両（以下「講習用車両」という。）について、日常使用している種類のものを希望する者については、講習用車両の中から、取得している免許の種類により運転できる車両を選択することができるものとする。

オ 受講者の四輪車両の持込みについては、グループ指導であることから、原則として行わないことと

するが、受講者からの申出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えないものとし、二輪車両の持込みについては、これを認めても差し支えないものとする。この場合において、車両を持ち込んだときでも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させるものとする。

カ 講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示するものとする。

キ 実車による指導は、別に定める実車指導要領に基づき実施し、受講者個人ごとに運転行動診断票を作成し、これにより指導を行うものとする。

ク 受講者の体調又は技能、悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、シミュレーターでの代替措置を採るなどし、できる限り受講者に運転操作の指導が行えるよう努めるものとする。

(4) 75歳未満講習においては、実車による指導の後に、別に定めるところにより、反省点、自らが体験した事故事例やヒヤリハット体験を発表させ、討議を行い、安全運転意識を醸成するものとする。この場合において、短所や欠点の指摘を受講者が相互に行うことのないよう指導方法に留意するものとする。

(5) 75歳以上講習においては、認知機能検査の結果に基づく講習を行うこととされており、主として実車による指導において、これらが行われるが、その他の講習方法においても認知機能検査の結果を踏まえた講習の実施に努めるものとする。ただし、特に、小特のみ保有者に対しては、実車による指導がないことから、講習の中において指導するものとする。

(6) 法第108条の2第4項により、高齢者講習の実施の委託を受けた者は、認知機能検査の結果について守秘義務を負っており、講習において、他の受講者に認知機能検査の結果が明らかとならないよう言動に留意するものとする。この場合において、特に、実車による指導では、指導内容が異なることから同乗する他の受講者に認知機能検査の結果が明らかに分かるような指導とならないよう配慮するものとする。

(高齢者講習指導員の要件)

第8条 高齢者講習指導員の要件は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 25歳以上の者であること。

(2) 高齢者講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(7) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(4) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(7)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

(7) 普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(4) 二輪車を用いた講習を指導する指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届

出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(7) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(7)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。ただし、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であった者については、公安委員会が指定する研修（平成21年6月1日以前に行われたものを含む。）を受けていること。

ア 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修をいう。）を終了した者

（講習施設）

第9条 所要の受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース等を整備するなどして講習の実施に必要な施設を確保するものとする。この場合において、受講者は70歳以上の高齢者であることを踏まえ、更新時講習と比較して極めて不便となることのないよう必要な配慮をするものとし、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配慮をするものとする。

（講習用教材）

第10条 府令第38条第12項第2号に定める教材について、次のように整備するものとする。

(1) 教本、視聴覚教材等は、高齢者講習にふさわしい教本及び県内の交通実態に関する資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を整備するものとする。

(2) 実車による指導ができるよう、所要の自動車等を必要数整備するものとする。

(3) 大型自動車及び中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

(4) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

(5) 運転適性検査器材による指導ができる所要の運転適性検査器材は、次に掲げるものを整備するものとする。

ア 視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材

イ 動体視力の変化を測定する動体視力検査器

ウ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

エ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

（講習の委託）

第11条 高齢者講習を委託する場合には、次の基準を満たす者との間に委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導監督するものとする。

(1) 高齢者講習指導員が、高齢者講習の業務を行うために必要な数以上（原則として2人以上とする。）置かれているものとする。

(2) 高齢者講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転適性検査器材その他の設備を有するものとし、悪天候により、実車による指導が困難となる場合があるところについては、四輪車用及び二輪車用の運転シミュレーターを有するものとする。

（高齢者講習終了証明書の交付）

第12条 高齢者講習を終了した者に対しては、高齢者講習終了証明書（府令別記様式第22の10の7）を交付するとともに、交付の際に運転免許証更新申請書（府令別記様式第18）又は運転免許申請書（府令別記様式第12）に高齢者講習終了証明書を添付しなければならないことを教示するものとする。この場合において、高齢者講習終了証明書の副本を作成し、保管しておくものとする。

（講習効果の測定）

第13条 高齢者講習の効果測定するため、受講者の受講後における運転適性の変化、交通違反、交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めるものとする。

（事故防止）

第14条 受講者の中には、身体的機能に個人差がみられたり、ペーパードライバーの者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車の実車に

よる指導に際しては、ヘルメット、プロテクタ、手袋等を確実に着用させるものとする。

2 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

3 講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するものとする。

(補足事項)

第15条 講習に当たっては、受講者が一般に講習を受講することが不慣れであることを念頭に置き、受講者の心情に配慮した対応に努めるものとし、特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、受講者に試験特有の張り詰めた雰囲気 unnecessary に与え緊張させることのないよう配慮するものとする。

2 高齢者講習に使用する施設、教材等の整備等に必要な予算措置について、特段の配慮をするものとする。この場合において、特に、講習手数料の積算基礎とされている事項については、措置されるようにするものとする。

第3章 チャレンジ講習

(講習対象者)

第16条 普通自動車を運転することができる免許を有する者で、免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者を対象とするものとする。ただし、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については、法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について、府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者に限られていることに留意するものとする。

2 更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者は、高齢者講習受講可能期間の6月前からチャレンジ講習の受講が可能となるのに対し、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者のチャレンジ講習の受講は、認知機能検査後に限られることに留意するものとする。

(グループの編成等)

第17条 模範走行及び実車走行におけるグループの編成は、講習を円滑に行うことができるよう適正な人数(1グループ3人以内とする。)で編成するものとし、1グループにつき講習指導員1人を配置するものとする。

(講習の方法)

第18条 チャレンジ講習は、チャレンジ講習の講習科目及び時間割等に関する細目(別表第3)に準拠し、講習指導案を作成して、次の事項に留意し、受講者に指定コースにおける普通自動車の運転をさせ、その運転状況を基に、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないかどうかを確認するとともに、その結果に応じて、具体的な安全指導を行うものとする。

(1) 講習用車両については、次の事項に留意するものとする。

ア 講習用車両は、受講者にあらかじめマニュアル式かオートマチック式かを選択させておくものとする。

イ 講習中の講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示するものとする。

ウ 特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を使用するものとする。

(2) 実車走行の課題は、一般課題、特別課題及び参考課題とし、各課題の実施基準は、チャレンジ講習実車走行実施基準(別表第4)に準拠したものとする。

(3) 講習指導員は、一般課題及び特別課題について、チャレンジ講習実車走行減点適用基準(別表第5)に基づき評価を行い、その結果をチャレンジ講習評価票(様式第3号)に記載するものとする。

(4) 講習指導員は、受講者の実車走行が終了した時点で、実車走行の評価に基づき直ちにチャレンジ講習アドバイスカード(様式第4号)を作成し、安全運転を行うための指導を行うものとする。

(5) 受講者全員が実車走行を終了した後、全般的な評価及び安全運転を行う上での注意事項等についての講評を行うものとする。

(講習指導員の要件)

第19条 チャレンジ講習の講習指導員は、次のいずれかに該当する者で、かつ、講習実施者として適格性を有するものをもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保するものとする。

(1) 府令第24条第8項の規定により、公安委員会の指定を受けた技能試験官

(2) 法第99条の2第4項の規定により、公安委員会から技能検定員資格者証の交付を受けた技能検定員
(講習施設)

第20条 所要の受講者を収容できる教室、コース等を整備するなどして、講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

(講習用車両)

第21条 講習用車両は、府令第24条第6項の表の普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許の項の下欄に掲げる車両(普通自動車をいう。)を使用するものとする。ただし、受講者の持ち込んだ車両を講習用車両とすることは、認めないものとする。

(講習の委託)

第22条 チャレンジ講習を委託する場合には、次の基準を満たす者との間に委託契約によって委託を行い、講習が適正に行われるよう常に指導監督を実施するものとする。

(1) 技能検定員が講習の業務を行うために必要な数以上(原則として2人以上とする。)置かれているものとする。

(2) 次に掲げる設備を有するものとする。

ア 敷地の面積が8千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコース

イ 講習を行うために必要な種類及び数の講習用車両(講習指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。)

ウ ア及びイに掲げるもののほか、講習を行うために必要な建物その他の設備

(チャレンジ講習受講結果確認書の交付)

第23条 実車走行の一般課題と特別課題の減点数の合計を100点から減じた点数が70点以上の受講者に対し、チャレンジ講習受講結果確認書(講習規則別記様式第1号)を作成して交付するものとする。

2 交付に当たっては、免許証の更新期間の満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者については、交付の日から6月以内で、かつ、更新期間が満了する日前6月以内に、更新期間の満了する日における年齢が75歳以上の者については、交付の日から更新期間が満了するまでの間に、簡易講習を受講することが可能であり、当該簡易講習を受講した場合は、高齢者講習の受講が免除されることとなる旨を説明するものとする。

3 簡易講習の受講は、免許証の更新を申請する日前6月以内から更新期間が満了する日前6月以内とされていることに留意するものとする。

(事故防止)

第24条 実車走行中における事故防止に万全を期すとともに、悪天候時には講習を行わないものとする。

(補足事項)

第25条 事前説明において、講習の趣旨、内容について十分な説明を行うものとする。

2 講習に当たっては、受講者の心情に配慮し、丁寧な言動、態度をとるように努めるとともに、緊張感の払拭にも配慮するものとする。

3 講習に使用する施設及び車両の整備に必要な予算措置について特段の配慮をするものとする。

4 講習を受講しようとする者の受講機会が十分確保されることとなるよう、各種広報媒体を活用して、その周知が図れるよう努めるものとする。

第4章 簡易講習及びシニア運転者講習

(講習の区分)

第26条 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者及び75歳以上の者のそれぞれ(小特のみ保有者を除く。)について、次の区分により講習を行うものとする。

(1) 75歳未満の者 次に掲げる区分により講習を行うものとする。

ア 簡易講習 コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて、公安委員会の確認を受け、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者(当該確認を受けた日から起算して6月を経過しない者に限る。)

イ シニア運転者講習 ア以外の者

(2) 75歳以上の者 次に掲げる区分により講習を行うものとする。

ア 簡易講習 法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について、府令第29条の

3 第1項の式により算出した数値が76以上である者であつて、当該認知機能検査を受けた後、コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて、公安委員会の確認を受け、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者

イ シニア運転者講習 ア以外の者
(学級編成等)

第27条 1 学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。この場合において、シニア運転者講習における実車による指導については、免許の種類に応じ、四輪車又は二輪車ごとに1グループ3人以内とすること。

2 75歳以上の者に対する講習は、認知機能検査の結果に基づいて行われることから、実車による指導については、75歳未満の者に対する講習と75歳以上の者に対する講習を分離して行うものとする。

3 1学級につき講習指導員1人を配置することとし、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、1グループにつき講習指導員1人が担当するものとする。

4 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

(講習の方法)

第28条 簡易講習及びシニア運転者講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）は、特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（簡易講習（75歳未満及び75歳以上共通））（別表第6）、特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（シニア運転者講習（75歳未満））（別表第7）及び特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（シニア運転者講習（75歳以上））（別表第8）に準拠し、県内の実態に即して重点を選択するなど、実質的効果が上がるような内容の講習指導案を作成して、次の事項に配慮して実施するものとする。

(1) 講義においては、加齢に伴う身体的機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行うものとする。

(2) 次に掲げる運転適性検査器材を使用して、受講者全員に対し検査を行い、検査結果に応じた指導を行うものとし、指導に当たっては、他の受講者が測定を行っている時間についても、これを有効に活用した指導に努めるものとする。この場合において、その他運転適性検査器材による指導については、別に定めるものとする。

ア 簡易講習（75歳未満及び75歳以上共通）においては、次の運転適性検査器材を使用するものとする。

- (7) 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- (4) 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

イ シニア運転者講習（75歳未満及び75歳以上共通）においては、次の運転適性検査器材を使用するものとする。

- (7) 視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材
- (4) 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- (7) 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- (4) 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

(3) 検査結果は、受講者に通知するとともに、次回の講習の際の指導にも活用できるよう保存に努めるものとする。

(4) 75歳未満及び75歳以上のシニア運転者講習において実施する実車による指導は、次により行うものとする。

ア 原則としてコースにおいて行うものとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は講習効果が高いと認められる場合には、安全性についての配慮を行った上で、道路又はその他適切な場所において行って差し支えないものとする。

イ 実車による指導において使用する車両は、次のとおりとする。

- (7) 受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用するものとする。ただ

し、対応する自動車がない場合には、次の措置を採ることができるものとする。

a 大型免許を保有する者は、中型自動車又は普通自動車を使用するものとする。

b 中型免許を保有する者は、普通自動車を使用するものとする。

c 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用するものとする。

d 大型特殊免許を保有する者は、四輪運転シミュレーター又は原動機付自転車で行うものとする。ただし、やむを得ない場合には模擬運転装置を使用して対応するものとする。

e 小型自動車、自動三輪車等限定付普通免許の保有者は、四輪運転シミュレーターで行うものとする。ただし、やむを得ない場合には模擬運転装置を使用して対応するものとする。

(イ) 講習用車両について、日常使用している種類のことを希望する者については、講習用車両の中から、取得している免許の種類により運転できる車両を選択することができるものとする。

(ウ) 受講者の四輪車の持込みについては、グループ指導であることから原則として行わないこととするが、受講者からの申出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えないものとし、二輪車の持込みについては、これを認めても差し支えないものとする。

ウ 受講者の体調若しくは技能又は悪天候により、実車による指導が困難な場合には、シミュレーターでの代替措置を採るなどし、できる限り受講者に運転操作の指導が行えるよう努めるものとする。

(5) 75歳未満の者に対するシニア運転者講習においては、実車による指導の後に、別に定めるところにより、反省点、自らが体験した事故事例及びヒヤリハット体験を発表させ、討議を行い、安全運転意識を醸成するものとする。この場合において、短所や欠点の指摘を受講者が相互に行うことのないよう指導方法に留意するものとする。

(6) 75歳以上の者に対する講習は、次の事項に留意し、実施するものとする。

ア 75歳以上の者に対する講習においては、認知機能検査の結果に基づく講習を行うこととされており、主としてシニア運転者講習における実車による指導において、これを行うこととなるが、その他の講習においても認知機能検査の結果を踏まえた講習の実施に努めるものとする。

イ 法第108条の2第4項により高齢者講習の実施の委託を受けた者は、認知機能検査の結果についての守秘義務を負っており、シニア運転者講習においても、これと同様に、他の受講者に認知機能検査の結果が明らかとならないよう言動に留意するものとする。この場合において、特に、実車による指導では、講習内容が異なることから同乗する他の受講者に認知機能検査の結果が明らかに分かるような指導とならないよう配慮するものとする。

(受講申請者の確認)

第29条 受講に際しては、次の事項に留意し、免許証及び講習通知書その他必要書類により受講申請者本人であることを確認するものとする。

(1) 簡易講習においては、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者であることを確認するものとする。この場合において、特に、75歳未満の者については、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた日から6月以内に限り簡易講習を受講することが可能であることに留意するものとする。

(2) シニア運転者講習については、住所地を管轄する公安委員会の如何を問わずに受講することが可能であることから、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から受講申請があった場合でも受講を認めるものとする。ただし、75歳以上の者については、認知機能検査を受けていることが受講要件となるので、認知機能検査の結果通知書により、当該検査の受検の有無について確認するとともに、受検した認知機能検査については、優良運転者が経由地申請を行う場合を除き、住所地を管轄する公安委員会が行ったものに限られることに留意するものとする。

(講習指導員)

第30条 特定任意高齢者講習の講習指導員は、第8条に規定する高齢者講習指導員の要件を充足する者とする。

2 特定任意高齢者講習の講習指導員に対する教養及び研修会を随時開催して、知識、教育能力等の向上に努めるものとする。この場合において、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術の習得を図るものとする。

(講習施設)

第31条 所要の受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース（シニア運転者講習に限る。）等を整備するなどして講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

この場合において、受講者は70歳以上の高齢者であることを踏まえ、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配慮するものとする。

(講習用教材等)

第32条 教本、視聴覚教材等は、高齢者講習において用いる教本、視聴覚教材等と同等のものを整備するものとする。

2 講習用車両は、次により整備するものとする。

- (1) 実車による指導ができるよう、所要の自動車等を必要数整備するものとする。
 - (2) 大型自動車及び中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したものの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。
 - (3) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。
- 3 運転適性検査器材による指導ができる所要の運転適性検査器材を整備するものとする。

(講習の委託)

第33条 特定任意高齢者講習を委託する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）によるとともに、公平性、透明性及び競争性の確保に留意するものとする。

2 特定任意高齢者講習を委託する場合は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準（以下「委託講習の実施基準」という。）を定め、これに基づいて講習が行われるようにするものとする。この場合において、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

- (1) 講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って実施すること。
- (2) 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。
- (3) 講習指導員は、講習指導員の要件を満たす者をもって充てるとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。
- (4) 講習指導員が免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。
- (5) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、秘密の保持、情報の管理等に必要な措置を講ずること。
- (6) 講習が委託講習の実施基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託を解約することができること。
- (7) その他講習の適正な実施に必要な事項

(特定任意高齢者講習終了証明書の交付)

第34条 特定任意高齢者講習を終了した者に対しては、特定任意高齢者講習終了証明書（講習規則別記様式第3号）を交付するものとする。ただし、その際、特定任意高齢者講習後において、更新期間が満了する日までに、免許証の有効期間の更新を受けなかった者（法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。）は、運転免許試験の一部免除を受けることができず、免許を申請するには、改めて法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習を受講しなければならない旨を説明するものとする。

(補足事項)

第35条 特定任意高齢者講習に使用する施設、教材等の整備に必要な予算措置について特段の配慮をすること。

第5章 雑則

(委任)

第36条 この規則に定めるもののほか、高齢者講習等の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年3月13日から施行する。
(沖縄県道路交通法施行細則の一部改正)
- 2 沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
第29条中第9号を削り、第10号を第9号とする。
様式第36号を次のように改める。

様式第36号 削除
別表第1 (第7条関係)

高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目 (75歳未満講習)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			5分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	5分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性	運転適性検査器材に	運転適性検査器	○ 運転適性器材により実施し、結果	60分

についての指導①	による指導	材による指導 教本、運転適性検査器材等	に基づいて安全運転の心構えを指導する。	
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。 	60分
6 安全運転のための討議	安全運転意識の醸成	討議 教本、視聴覚教材、事故事例等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故事例の紹介やヒヤリハット体験及び実車指導時の反省点を発表させ、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ、討論させる。 ○ 事故原因となった危険行為、危険予測と回避方法等について理解させ、安全意識を醸成し、安全行動を指導する。 	30分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1から4までの受講とし、講習時間は90分とする。)				180分

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第2 (第7条関係)

高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目 (75歳以上講習)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			5分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上 	5分

	(4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	60分
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。	60分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1から4までの受講とし、講習時間は90分とする。)				150分

備考 休憩時間は、講習時間外に設けること。

別表第3 (第18条関係)

チャレンジ講習の講習科目及び時間割等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			5分
1 事前説明	講習の趣旨及び講習の内容の説明	○ 講習室等において実施する。 ○ コース図を配布する。	○ 次の事項を説明する。 ・ 講習はテストではなく、自分の運転能力を知ってもらうことが目的であり、実車走行の評価によって運転免許を取り上げたりするも	

			<p>のではない旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実車走行を行う前に講習指導員の運転する車両に同乗して模範走行を見てもらうので、よく見てほしい旨 ・ 一般課題の内容は、指定した走行順路を走行し、正確な法令履行及び運転操作によって、安全かつ円滑な走行ができるかについて評価を行う旨 ・ 特別課題の内容は、等間隔に設置されたパイロンをスラローム走行するもので、的確な認知・判断と適切なハンドル操作、速度調節及び運転姿勢等が求められるものであり、走行時間（基準タイム14秒）及びパイロン接触の有無が評価の対象となる旨 ・ 参考課題の内容は、時速40キロを維持し、指導員の合図により急ブレーキをかけて停止するものであり、評価の対象ではない旨 ・ 実車走行終了後、担当した講習指導員がチャレンジ講習アドバイスカードを交付するので、今後の安全運転に役立ててほしい旨 ・ 実車走行による運転内容が加齢に伴って生ずる身体の機能低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないと評価された場合には、チャレンジ講習受講結果確認書を交付する旨 	
2 模範走行	一般課題、特別課題及び参考課題の模範走行	受講者3名（1グループ）を車両に同乗させて行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する。 ○ 一般課題について模範走行を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 走行しながら走行順路を説明する。 ・ 安全確認、一時停止、進路変更などについて、わかりやすく説明する。 ○ 特別課題について模範走行を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準タイム程度で走行する。 ○ 参考課題について模範走行を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ とっさの時に強くブレーキを踏むことの大切さとその方法などについて説明する。 	10分
3 実車走行	一般課題、特別課題及び参考課題の実車走行	受講者1名ずつ実車走行を実施し、他の受講者は控え室等で待機する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する。 ○ 走行中受講者が運転に余裕を持てるよう走行順路について適宜適切に教示を行う。 ○ 受講者の運転の評価についての必要事項をチャレンジ講習実車走行評価票に記載する。 ○ 個々の受講者の実車走行の終了後に安全運転を行う上でのアドバイスをを行うとともに、その内容をチャレンジ講習アドバイスカードに記載して交付する。 	1人当たり10分
4 講評等	実車走行の結果につ	講習室等にお	○ 実車走行結果についての講評と今	5分

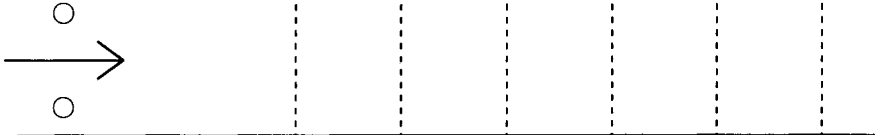
	いて講評	いて行う。	後の安全運転を行う上での注意点や参考となる事項を説明する。
5 チャレンジ講習受講結果確認書の交付	○ チャレンジ講習受講結果確認書の交付 ○ 今後の手続等についての説明		○ 実車走行の評価が70点以上の者に対し、チャレンジ講習受講結果確認書を交付する。 ○ 運転免許証の更新を行う上での今後の手続や流れ等について説明する。

備考 「講習時間」については、待ち時間等は含まない。

別表第4 (第18条関係)

チャレンジ講習実車走行実施基準

課題種別	課題内容等		回数
一般課題	周回コース及び幹線コースの走行	周回カーブ	2回以上
		指定場所における一時停止	1回以上
	交差点の通行	右折	1回以上
		左折	1回以上
		信号通過	1回以上
	横断歩道の通過		1回以上
	曲線コースの通過		1回(中)
	屈折コースの通過		1回(中)
	方向変換		1回(中)
特別課題	<p>【コース設定例】</p> <p>----- 凡 例 ----- ⑦~停止地点 ①~測定開始地点 ②~測定終了地点 ④~停止地点</p>		2回
	<p>【実施要領】</p> <p>(1) 停止地点⑦で一旦停止をした後にスタートして、測定開始地点①から測定終了地点②までの5本の障害物(パイロン)の間を、順にS字状に通過し、停止地点④に停止する。 (2) 最初の障害物の進行方向は、自由選択とする。 (3) 自動車の前部が測定開始地点を通過してから、測定終了地点を通過するまでの走行時間を測定する。</p>		
参考課題	<p>【コース設定例】</p>		2回

	<p>合図地点 ※ 路面又は道路左側縁石等に合図開始地点から停止地点までの距離を示す数値を1メートル間隔で表示する。</p>	
<p>【実施要領】 (1) 時速40キロメートルで走行中、合図地点において指導員の合図で急ブレーキをかけ停止させる。 (2) 速度については、指導員が適宜読み上げる。</p>		
<p>総走行距離（参考課題を除く。）</p>		<p>1,200m</p>

別表第5（第18条関係）

チャレンジ講習実車走行減点適用基準

減点細目		適用事項	減点数
安全不確認	発進	出発点を含み、路端に停止後、発進をする際に必要な確認をしない場合	10点
	後退	後退する直前に後退する方向及び場所の安全を確認しない場合	
	周囲	後退中に、車両の側方や、後退する方向の安全を確認しない場合	
	巻き込み	左折する直前に、車両の左側方の安全を確認しない場合	
	変更	進路を変えようとする側の側方と後方の安全を確認しない場合	
	交差点	交差点内の通行に関する歩行者や車両に対する安全を確認しない場合	
	後方	走行中にバックミラーによる後方の確認を全くしない場合	
	脇見	走行中に脇見をし、進行方向の安全を確認しない場合	
	降車	降車時ドアを開けようとする直前に、後方の確認をしない場合	
危険行為	制動	補助ブレーキ	30点
		補助ハンドル	
	操向	通過不能	
		補助ハンドル	
	車体感覚	脱輪大	
		接触大	
安全間隔			

		しない場合	
	通行区分	右側通行	道路の中央部分から右にはみだして通行した場合（法令の除外規定に該当する場合を除く）
	直進右左折	信号無視	赤、黄色信号が表示された場合に、法令に定められた停止位置で停止しない場合又は車体の一部が越えて停止した場合
		通行妨害	車両等の進行を妨害した場合
		一時不停止	道路標識等による一時停止の指定場所で、停止線を越えて停止又は手前で停止しない場合
	歩行者保護	横断歩道	横断歩道の手前おおむね5 mに到達することになり、かつ、歩行者が横断歩道に立ち入ることが予測される場合に、横断歩道の手前で停止しない場合
パイロンスラローム			走行時間測定区間における走行時間が基準時間（路面乾燥時14秒、路面湿潤時15秒）を超過した場合（走行は2回行い、成績の良い方を採用する。） 通過時間は、小数点以下を切り上げるものとする。
			設置したパイロンに接触した場合（障害物が動かない場合を除く。）
			1秒超過ごとに3点
			30点

別表第6（第28条関係）

特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（簡易講習（75歳未満及び75歳以上共通））

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			5分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について	5分以上

	(5) 負傷者の救護措置		説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分以上
4 運転適性についての指導	運転適性検査器材の使用による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材	○ 運転適性検査器材により実施し（夜間視力及び視野の検査）、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
講習時間合計				60分以上

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第7（第28条関係）

特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（シニア運転者講習（75歳未満））

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			5分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する	5分以上

	(4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分以上
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	60分以上
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。	60分以上
6 安全運転のための討議	安全運転意識の醸成	討議 教本、視聴覚教材、事故事例等	○ 事故事例の紹介やヒヤリハット体験及び実車指導時の反省点を発表させ、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ、討論させる。 ○ 事故原因となった危険行為、危険予測と回避方法等について理解させ、安全意識を醸成し、安全行動を指導する。	30分以上
講習時間合計				180分以上

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第8 (第28条関係)

特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目 (シニア運転者講習 (75歳以上))

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間

	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の 説明 受講者の心得の説明			5分以上
1 道路交通 の現状と交 通事故の実 態	(1) 地域における車社 会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚 教材等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、 渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行 為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間 帯、事故類型、原因等について、四 輪車事故及び二輪車事故の特徴をと らえて資料化し、事故事例と併せて 説明する。	
2 運転者の 心構えと義 務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘ ルメットの着用 (3) 交通事故を起こし た加害者の責任 (4) 交通事故を起こし た運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、 常に細心の注意を払って、他人に危 害を与えないような速度と方法で自 動車等を運転しなければならない義 務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用 に関し、その必要性と効果について 事例等を用いて説明し、着用が習慣 づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為を した場合には、当然それに相応する 社会的な非難を受け、責任を問われ ることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上 の責任について、裁判例、点教制度 等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要 領及び事故の再発防止義務について 説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間におけ る負傷者への応急救護処置等につい て説明する。	5分以上
3 安全運転 の知識	(1) 安全運転の基礎知 識 (2) 最近において改正 が行われた道路交通 法令の知識 (3) 危険予測と回避方 法等		○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、 認知機能を含む身体的機能の変化に ついて自覚させ、安全運転、運転特 性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認 知機能検査とその後の手続きについ て説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改 正された道路交通法令のうち、運転 者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、 高齢運転者に典型的な事故事例、歩 行者などの保護、追越し、交差点通 行、夜間走行、高速道路通行等に関 する具体的危険場面を示して、事故 原因となる危険行為、危険予測と回 避方法等について理解させる。	20分以上
4 運転適性 についての 指導①	運転適性検査器材に よる指導	運転適性検査器 材による指導 教本、運転適 性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、 結果に基づいて安全運転の心構えを 指導する。	60分以上
5 運転適性 についての 指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車 等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同 乗するなどして、認知機能検査の結 果に基づき、認知機能を含む身体機 能の変化に基づく運転行動、事故や	60分以上

			違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。
講習時間合計			150分以上

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

様式第1号（第2条関係）

<p>チャレンジ講習受講申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>沖縄県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 氏 名 生年月日 年 月 日 () 歳</p>	
更新期間満了日	年 月 日
講習実施年月日	年 月 日
講習場所	
証紙貼付欄	

--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第2号（第2条関係）

特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住所
 申請者 氏 名
 生年月日 年 月 日 () 歳

受講を希望する 特定任意高齢者講習 の 種 別	<input type="checkbox"/> 簡易講習 (<input type="checkbox"/> 75歳未満講習 <input type="checkbox"/> 75歳以上講習) <input type="checkbox"/> シニア運転者講習 (<input type="checkbox"/> 75歳未満講習 <input type="checkbox"/> 75歳以上講習)
更新期間満了日	年 月 日
講習実施年月日	年 月 日
講習場所	

証紙貼付欄

--

- 備考1 「受講を希望する特定任意高齢者講習の種別」欄は、該当する□にレ印を付すこと。
 2 簡易講習（75歳未満及び75歳以上共通）の受講希望者は、チャレンジ講習受講結果確認書を添付すること。
 3 簡易講習（75歳以上講習）及びシニア運転者講習（75歳以上講習）の受講希望者は、認知機能検査の結果通知書を添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第3号（第18条関係）

チャレンジ講習評価票

名前	年齢	性別		担当者
		男 女	100 - () =	
減点数	30		10	3
減点項目				
安全確認			発進、後退、周囲巻き込み、変更、交差点、後方、脇見、降車	
制動	補助ブレーキ			
操向	通過不能、補助ハンドル			
車体感覚	脱輪大、接触大、安全間隔			
通行区分	右側通行			
直進、右左折	信号無視、進行妨害、一時不停止			
歩行者保護	横断歩道			
スラローム	1回目 (秒) 2回目 (秒)		3 × 時間超過 () 秒	
減点小計				

様式第4号（第18条関係）

チャレンジ講習アドバイスカード

殿

あなたの運転結果は、
 良好 注意が必要
 おおむね良好 一層の注意が必要

であると認められます。
 なお、自動車を運転する上で改善すべき点は、下表の「要改善」欄に印を付していますので、これ

を参考に、これからも安全運転に努めましょう。

年 月 日 沖縄県公安委員会

評価事項		要改善
安全確認	発進する時に前後左右の安全を確認している。	
	後退する時に後退場所の安全を確認している。	
	後退する時に前後左右の安全を確認している。	
	右左折する時に巻き込む所（内側）の安全を確認している。	
	進路変更をする時に変更先後方の安全を確認している。	
	交差点に進入又は通過する時に左右の安全を確認している。	
	走行中に後方の交通の状況を確認している。	
	走行中に脇見をしない。	
	降車する時にドアの側方及び後方の安全を確認している。	
制動	ブレーキ操作を適時・適切に行っている。	
操向	ハンドル操作を適時・適切に行っている。	
車体感覚	前後の車体感覚を身に付けている。	
	左右の車体感覚を身に付けている。	
	安全間隔を十分に取っている。	
通行区分	道路の左に寄って通行している。	
直進・右左折	信号を守っている。	
	優先されるべき車の判断を適確に行っている。	
	「一時停止」場所で停止線の直前で停止している。	
歩行者保護	横断歩道を通行する時に歩行者等の有無に注意している。	
危険回避	素早く危険を回避することができる。	

備考 評価方法は、チャレンジ講習評価票による点数が、80点以上の場合は「良好」、70点以上79点以下の場合は「おおむね良好」、40点以上69点以下の場合は「注意が必要」、39点以下の場合は「一層の注意が必要」とし、それぞれ該当する場所にレ印を記載する。

沖縄県公安委員会規則第5号

認知機能検査の実施に関する規則を次のように定める。

平成27年 3月13日

沖縄県公安委員会

認知機能検査の実施に関する規則

認知機能検査の実施に関する規則（平成21年沖縄県公安委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の規定に基づいて沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」とい

う。)が実施する法第101条の4第2項に掲げる認知機能検査(以下「検査」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(検査の実施日時)

第2条 検査の結果に基づき高齢者講習が行われることから、検査の実施日時の設定については、検査を受ける高齢者の利便性の確保に配慮するものとする。

(受検者の確認)

第3条 検査の実施に際しては、検査及び高齢者講習の通知書並びに免許証により、受検者であることを確認するものとする。この場合において、特定失効者(法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者という。)等が免許証を紛失したなどの理由により、免許証によって受検者であることを確認することができないときには、その他の身分証明書により受検者であることを確認するものとする。

(検査の実施要領)

第4条 検査は、別に定める検査の実施要領により実施するものとする。

(検査受検の申請)

第5条 検査の受検の申請を行う者は、認知機能検査受検申請書(別記様式)を提出するものとする。

(検査員)

第6条 委託により検査を実施する場合は、25歳以上の者であって、検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う講習(以下「認知機能検査員講習」という。)を終了したもの又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格したもの(以下「検査員」という。)が、検査を実施するものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 認知機能検査員講習は、認知機能検査員講習の実施等に関する規則(平成21年沖縄県公安委員会規則第4号)により実施すること。

(2) 審査は、次のいずれかに該当する者であることを、その経歴を確認して行うこととし、審査に合格した者には、審査に合格した旨の公安委員会が定める書面を交付し、これを事後に確認できるようにすること。

ア 認知症の専門医

イ 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する教養を終了した者

ウ 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了した者又は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程を終了した者

2 検査を委託せず、公安委員会において検査を実施する場合は、25歳以上の者であって、警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了したものが実施するものとする。

(検査の委託)

第7条 検査を委託する場合は、次の基準を満たすと公安委員会が認める法人に限るとともに、検査が適正かつ円滑に行われるよう指導監督をするものとする。

(1) 検査を適正かつ円滑に実施するために必要な数(少なくとも2人以上)の検査員が置かれていること。

(2) 検査を行うために必要な施設その他の設備を有し、また、当該施設等は高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性並びに安全性が確保されていること。

(3) 検査の受付、実施、公安委員会への報告、検査結果の管理等を適正かつ確実にを行う組織及び能力を有すること。

(4) その他検査を適正かつ円滑に実施するために、必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

2 委託契約の方法については、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他関係法令及び沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)によるとともに、公平性、透明性及び競争性の確保に留意するものとする。

3 検査を委託する場合は、あらかじめ検査の実施方法等の具体的な基準を定め、これに基づいて検査が行われるようにすること。この場合において、おおむね次に掲げる事項を内容とする委託契約によって検査の委託を行うものとする。

(1) 検査は、公安委員会が定める実施方法等の具体的な基準に従って行うこと。

(2) 検査の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

- (3) 公安委員会が行う検査結果の判定に必要な事項を、速やかに報告すること。
- (4) 検査員は、公安委員会の承認を受けた者をもって充てるとともに、検査員に対し、随時必要な教養を受けさせること。
- (5) 検査実施における不正行為等、検査員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。
- (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、秘密の保持、情報の管理等に必要な措置を講ずること。
- (7) 検査が実施方法等の具体的な基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに検査の委託契約を解除することができること。
- (8) その他検査の適正かつ円滑な実施に必要な事項

(検査結果の報告)

第8条 検査の結果は、受検者の免許の得喪に大きな影響を及ぼすものであることから、検査終了後、検査の委託先法人から公安委員会に対して、検査結果を速やかに別に定めるところにより、報告させるものとする。

2 報告内容は、検査を受けた者の氏名、生年月日、性別、免許証番号（免許を受けていたことがある者にあつては、その者が検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号）、検査場所、検査番号、検査日時、時間の見当識、手がかり再生、時計描画の各検査項目の点数、総合点、判定、その他公安委員会が必要と認めるものとする。

3 検査結果について、受検者から苦情や不服の申出があつた場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び不服の内容並びにこれらに対する対応状況を記録し、公安委員会に速やかに報告させるものとする。

(検査結果の登録)

第9条 検査結果は、別に定めるところにより、運転者管理システムに確実に登録するものとする。

(検査用紙等の保存)

第10条 検査と採点に用いた検査用紙及び採点補助用紙は、保存期間が満了するまでの間、これを保存するものとし、委託により検査を実施する場合は、検査終了後、公安委員会に送付させ、公安委員会においてこれを保存するものとする。ただし、検査用紙のうち問題用紙についてはこの限りではない。

2 別に定める検査結果を通知する書面の副本は、受検者が当該書面を紛失した際に再交付する必要があることから、保存するものとし、委託により検査を実施する場合は委託先において保存させるものとする。

3 検査と採点に用いた検査用紙及び採点補助用紙並びに検査結果を通知する書面の副本の保存期間は、4年とする。

(警察本部長への委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

別記様式（第5条関係）

認知機能検査受験申請書			
	年	月	日
沖縄県公安委員会 殿			
住所			
電話（自宅）	局		番
（勤務先）	局		番
氏名			印
認知機能検査の受験を申請します。			
検査日時			

検査場所	
------	--

証 紙 納 付 書

納付年月日	年 月 日
-------	-------

納付目的	検査手数料
------	-------

納付金額	
------	--

証 紙 貼 付 欄			

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---------------------------------------------	------------------------------------------